

安保理決議 1572 (訳文)

安全保障理事会は、

2004年2月27日の決議第1528号(2004)並びに関連の同理事会議長声明、特に2004年11月6日の議長声明(S/PRST/2004/42)及び2004年8月5日の議長声明(S/PRST/2004/29)を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全及び統一に対する同理事会の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉及び地域協力の原則の重要性を想起し、

2003年1月24日にリナ・マルクーシにおいてコートジボワールの政治勢力によって署名され、2003年1月25日及び26日にパリで開催されたコートジボワールに関する首脳会議によって承認された合意(S/2003/99)(リナ・マルクーシ合意)及び2004年7月30日にアクラにおいて署名された合意(アクラ合意)を同理事会が承認したことを想起し、

コートジボワールにおける敵対行為の再発及び2003年5月3日の停戦合意の度重なる違反を遺憾とし、

コートジボワール、特に同国の北部における人道状況並びにコートジボワールにおける外国人に対する憎悪及び暴力を扇動するために媒体を使用すること、特にラジオ及びテレビ放送の使用を深く懸念し、

コートジボワールのすべての当事者、コートジボワール政府及び新勢力の、外国人市民に対するものを含む、文民に対するいかなる暴力も控え、国連コートジボワール活動（UNOCI）の活動に全面的に協力する義務を強く想起し、

コートジボワールにおける平和及び安全の回復に向けた事務総長、アフリカ連合及び西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）による現行の努力を歓迎し、

コートジボワールにおける事態が地域の国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

- 1 2003年5月3日の停戦合意の甚だしい違反を構成するコートジボワール国軍（FANCI）による空爆を非難し、コートジボワールのすべての紛争当事者、コートジボワール政府及び新勢力が停戦を完全に遵守するよう要請する。
- 2 決議第1528号（2004）の下での権限及び2004年11月6日の議長声明（S/PRST/2004/42）に従ってUNOCI及びフランス軍がとる行動に対し全面的な支持を改めて表明する。
- 3 本件危機には軍事的解決はあり得ず、リナ・マルクーシ合意及びアクラ合意の完全な実施がコートジボワールで継続している危機を解決する唯一の方法であることを再度強調する。
- 4 その結果として、コートジボワール共和国大統領、コートジボワールのすべての政党の党首及び新勢力の指導者に対し、これら合意の下で行ったすべての約束

の実施を堅い決意をもって直ちに開始するよう要請する。

- 5 事務総長、アフリカ連合及びE C O W A Sによる努力に対し全面的な支持を表明し、コートジボワールにおける和平プロセスを再開するためにこれらの努力を継続することを慫慂する。
- 6 コートジボワール当局に対し、憎悪、不寛容及び暴力を扇動するすべてのラジオ及びテレビ放送を停止するよう要請し、U N O C Iに対し、この点について監視の役割を強化するよう要請し、並びに、コートジボワール政府及び新勢力に対し、外国人及びその財産を含め、文民の安全を確保するために必要なすべての措置をとることを要請する。
- 7 すべての国が、この決議の採択の日から13箇月の期間、コートジボワールに対する自国の領域からの若しくは自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による武器又は関連物資、特に軍用の航空機及び装備（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転並びに軍事的活動に関連するいかなる援助、助言又は訓練の提供を防止するために必要な措置をとることを決定する。
- 8 上記7の規定により課される措置は次のものには適用しないことを決定する。
 - (a) U N O C I及びそれを支援するフランス軍に対する支援又はこれらによる使用のみを目的とする供給及び技術援助。
 - (b) 人道的な又は防護的な使用のみを目的とする非殺生的な軍用装備の供給並びに

関連する技術援助及び訓練であって、下記14の規定により設置される委員会により事前に承認されるもの。

(c)国際連合要員、報道機関の代表者、人道及び開発支援要員並びに関連要員によりそれらの個人的な使用のみのためにコートジボワールに一時的に持ち込まれる防護用衣類（防弾用上衣及び軍用ヘルメットを含む。）の供給。

(d)単独でかつ直接にコートジボワール内の自国民及び領事上の責任を有する者の退去を促進するために国際法に従って行動している国の軍隊に対してコートジボワールに一時的に持ち込まれるものであって、下記14の規定により設置される委員会に対して事前に通報されるもの。

(e)リナ・マルクーシ合意の3(f)規定に基づく防衛及び治安部隊の再編成に対する支援又は同再編の過程における使用のみを目的とする武器及び関連物資の供給並びに技術訓練及び援助であって、下記14の規定により設置される委員会により事前に承認されるもの。

9 すべての国が、12箇月の期間、コートジボワールにおける和平及び国家和解の過程に対する脅威を構成し、下記14の規定により設置される委員会により指定されるすべての者、特にリナ・マルクーシ合意及びアクラ合意の実施を妨げる者、関連情報に基づきコートジボワールにおける人権及び国際人道法の重大な違反に責任を有すると決定されるその他の者、憎悪及び暴力を公然に扇動するその他の者及び上記7の規定により課される措置に違反したと委員会により決定され

るその他の者が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、この9のいかなる規定も、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

10 コートジボワールにおける和平及び国家和解並びに地域の安定のため、下記14の規定により設置される委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往来が正当化されると決定する場合、又は同委員会が免除が安全保障理事会の諸決議の目的に資すると結論する場合には、9の規定により課される措置は適用しないことを決定する。

11 すべての国は、同じ12箇月の期間、この決議の採択の日に又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、下記14の規定により設置される委員会により上記9の規定に基づき指定される者により直接的又は間接的に所有又は管理されるもの若しくは同委員会が指定するところ、それらの者の代理として又は彼らの指示により行動する者により直接的又は間接的に所有又は管理される団体に保持されるものを直ちに凍結することを決定し、さらに、すべての国は、いかなる資金、その他の金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる者により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。

12 11の規定は、次の資金、その他の金融資産及び経済資源には適用しないことを決定する。

(a) 関係国により、食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費あるいは妥当な専門手数料又は法的職務の提供に関連して生じる費用の払戻しのためだけに充てられる支払い、あるいは、凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有又は維持のための国内法に基づく手数料又はサービス料として必要であると決定されたものであって、関係国より下記14の規定により設置される委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産及び経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから二作業日以内に否定的な決定を行わない場合。

(b) 関係国により臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合。

(c) 関係国により司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、この決議の日よりも前に記録され、上記11に規定する者又は委員会により指定される個人若しくは団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合。

13 この決議の採択の日から13箇月の期間の終了時に、安全保障理事会は、リナ・マルクーシ合意及びアクラ合意が定めるコートジボワールにおける和平及び

国家和解の過程の進捗状況に照らし、上記7、9及び11の規定により課される措置を再検討することを決定し、また、リナ・マルクーシ合意及びアクラ合意が完全に実施された場合に限り、前記の13箇月の期間の前に、これらの措置の修正又は終了を検討する用意があることを表明する。

14 安全保障理事会仮手続規則の規則28に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会（委員会）を設置し、委員会は次の任務を遂行することを決定する。

(a) 上記9及び11の規定により課される措置の対象となる個人及び団体を指定し、その一覧表を定期的に更新すること。

(b) 関連する諸問題をより詳細に議論するため委員会に代表者を派遣する機会を与えることを含め、すべての関係国、特に地域の関係国に対し、上記7、9及び11の規定により課される措置を実施するためにとられた行動に関する情報、及び委員会が有用と考える更なる情報を求めること。

(c) 上記8、10及び12に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。

(d) 上記(a)に規定する一覧表を含め、関連情報を適切な媒体を通じて一般的に利用可能なものとする。

(e) 上記11及び12の規定により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定めること。

(f) 同理事会に対し、委員会の作業、特に上記7、9及び11の規定により課される

措置の効果を高めるための方法について、意見及び勧告とともに定期報告を提出すること。

15 すべての関係国、特に地域の関係国に対し、この決議の採択の日から90日以内に、上記7、9及び11の規定により課される措置を実施するためにとった行動について委員会に報告するよう要求し、委員会に対し、委員会が必要と考える更なる情報を要求する権限を与える。

16 すべての国、国際連合の関連機関並びに適当な場合にはその他の機関及び関係当事者に対し、特に上記7、9及び11の規定により課される措置の違反の疑いに関する利用可能な情報を提供することにより、委員会に全面的に協力することを要請する。

17 上記7、9及び11の規定により課される措置の効果的な監視及び実施を確保するための更なる措置、特に専門家委員会の設置を遅滞なく検討する決意を表明する。

18 事務総長に対し、上記13の規定にいう目的に向けた進展に関し、すべての関連する情報源（コートジボワール国家和解政府、UNOCI、ECOWAS及びアフリカ連合を含む。）からの情報を利用して、2005年3月15日までに報告書を同理事会に提出するよう要請する。

19 上記9及び11の規定により課される措置は、安全保障理事会が2004年12月15日までに、リナ・マルクーシ合意及びアクラ合意の署名当事者がアクラ

合意の下でのすべての約束を実施し、リナ・マルクーシ合意の完全な実施に乗り出したことを決定しない限り、同日に効力を生ずることを決定する。

20 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。